

泊原子力規制事務所の業務について

平成30年 4月12日（木）

1 所在地等

（1）住所 〒048-2202

北海道岩内郡共和町南幌似 141 番地 1

北海道原子力防災センター 1 階

（2）連絡先 電話：0135-71-2880

FAX：0135-73-2711

（3）URL: <https://www.nsr.go.jp/jimusho/tomari/index.html>

2 職員の構成等

（1）職員 所 長：統括原子力運転検査官（原子力防災専門官 併任）

副所長：原子力防災専門官（原子力運転検査官 併任）

所 員：上席放射線防災専門官（原子力防災専門官 併任）

所 員：原子力運転検査官（原子力防災専門官 併任）

所 員：原子力運転検査官

（2）勤務体制（平日）事務所勤務：所長、副所長、上席放射線防災専門官

泊発電所原子力運転検査官室勤務：原子力運転検査官 2 名

（土・日・休日）：事務所勤務 1 名

3 緊急事態に備えた体制

土・日・休日（昼間）：所長又は副所長の内 1 名が速やかに事務所に到着できる体制を確保しています。

土・日・休日（夜間）：所長又は副所長の内 1 名が速やかに事務所に到着できる体制を確保しています。更に、事務所職員 1 名が防災携帯電話で連絡可能な場所において 30 分を目安に事務所に到着出来る体制を確保しています。

4 役割

（1）平時の主な業務

ア 原子力運転検査官

平成11年9月30日に東海村で発生した（株）JCO ウラン加工工場における臨界事故の教訓等から、国では「原子炉等規制法」の一部改正が行われ、加工事業に対する定期検査制度の追加、原子力事業者が守るべき保安規定の遵守状況検査制度の創設、原子力保安検査官（平成29年7月1日名称変更：原子力運転検査官）の新たな任命などが定められ、国は全国の原子力施設所在地に原子力規制事務所を設置し、原子力運転検査官を常駐させています。

原子力運転検査官は、平常時においては、主として以下の業務を行います。

- 原子炉等規制法に基づき原子炉施設等の保安規定の遵守状況について保安検査を実施（年4回）
- 原子力施設に対して、保安規定の遵守状況を調査するため、運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視及び定例試験の立会等の業務を実施

イ 原子力防災専門官

平成11年9月30日に東海村で発生した（株）JCO ウラン加工工場における臨界事故を教訓に、国では「原子炉等規制法」の一部改正の他、原子力災害対策特別措置法が制定されました。この法律により原子力防災専門官が設置され、緊急事態応急対策拠点（オフサイトセンター）に配置されました。

原子力防災専門官は、平常時においては、主として以下の業務を行います。

- 原子力事業者防災業務計画の作成その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言
- オフサイトセンターにおける防災資機材の整備
- 原子力防災計画策定等に対する関係自治体への指導・助言
- 原子力防災訓練の企画調整と実施など

ウ 上席放射線防災専門官

従前は、地方放射線モニタリング対策官として、原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項等について、関係機関及び関係自治体と連絡・調整などを行ってきました。平成29年7月1日に行われた原子力規制庁の組織改編により、地方放射線モニタリング対策官事務所は原子力規制事務所と統合し、地方放射線モニタリング対策官は廃止され、新たに上席放射線防災専門官が配置されました。

上席放射線防災専門官は、平常時においては、環境放射線モニタリングに関する自治体等との連絡・調整に加え、以下の業務を行います。

- 原子力事業者の原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関し、環境放射線モニタリングに係る指導及び助言
- 原子力災害対策特別措置法の規定に基づく原子力事業者の放射線測定設備に関する検査
- 原子力事業者の放射線測定設備の設置、維持、改善の状況の確認など

(2) 緊急時の主な業務

ア 原子力運転検査官

原子力事業者から緊急事態に係る通報を受けた場合は、原子力事業所の緊急時対策所に移動し、現場確認を行い、原子炉施設の状態、現場の状況及び原子炉設置者の対応状況等に関し、規制庁事故対処室に報告します。なお、報告後も緊急時対策所に詰めて情報収集にあたります。

イ 原子力防災専門官

原子力事業者から緊急事態に係る通報を受けた場合は、緊急事態応急対策拠点（オフサイトセンター）の立ち上げ、オフサイトセンター参集要員への参集要請、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約及び関係自治体等への説明・助言などを行います。また、東京から参集する内閣府副大臣をはじめとする現地事故対策連絡会議要員が揃い、現地の体制が確立するまでの間、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部長の代行として第一線で防災活動を支えます。

ウ 上席放射線防災専門官

原子力事業者から緊急事態に係る特定事象の通報を受けた場合は、オフサイトセンター内の緊急時モニタリングセンター（EMC）の立ち上げ及び北海道原子力環境センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整を行います。

※ 国では、事故に備えて各地の原子力施設と原子力規制庁を専用回線で結び原子炉の温度・圧力など、原子力施設の状態や原子力施設周辺の放射線モニタ測定値及び気象条件などのデータをリアルタイムで把握している（ERSS：緊急時対策支援システム）。